

令和5年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討特別委員会 会議録
令和5年3月17日（金曜日）

○日時 令和5年3月17日 午後2時18分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について
2. 重油漏れ事故対策検討特別委員会の最終報告について

○出席委員（7名）

委員長	小田部 照
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

○欠席委員（1名） 近藤 憲治

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

石垣 直樹
澤谷 淳子
古田 純也
村椿 敏章
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
農林水産部長	川合 正人
市民環境部次長	田邊 雄三
水産漁港課長	渡部 貴聡

○事務局職員

事務局長	林 幸一
次長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹

策検討特別委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、当初議件は1件でしたが、急遽1件追加となりましたので御了承願います。

それでは、議件1、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 油流出事故の対応状況について御説明いたします。

資料1号を御覧ください。

（1）発生の場所、（2）事故の状況につきましては、前回までと同様ですので割愛させていただきます。

（3）事故後の経過についてでございますが、12月27日に開催されました、重油漏れ事故対策特別委員会にて、12月22日に開催された、第2回呼人地区油流出事故に係る連絡会議まで説明済みとなっておりますので、それ以降について本日御説明差し上げたいと思います。

2月9日、網走観光ホテル重油漏れの早期解決につきまして、網走川流域の会、及び流域自治体により北海道に対して要請を実施しております。応対者につきましては、北海道の小玉副知事。要請者は網走川流域の会新谷会長、網走市水谷市長、大空町松川町長、美幌町平野町長、津別町佐藤町長となっております。要請内容につきましては、根本的な問題の早期解決に向け、引き続きホテルに対して指導するよう北海道に要請してございます。

続きまして、2月11日、第1回網走重油流出事故に係る勉強会を開催してございます。内容については、網走観光ホテル重油流出事故に関する法的考察ということで、講師につきましては、上智大学法学部教授の北村様それから弁護士法人イノベンティア弁護士の町野様にお越しいただいております。出席者につきましては、対策協議会（網走漁協、西網走漁協、管内増協、管内漁協組合長会、網走市）、それから北海道（道庁・振興局）、それと、網走市議会重油漏れ事故対策検討特別委員会に出席いただいております。

本件につきましては対策協議会主催の勉強会となっております。講師による現地視察及び本事項に関する水質汚濁防止法、廃棄物処理法による対応の可能性について法的な説明を受けてございます。

午後2時18分開会

○小田部照委員長 ただいまから、重油漏れ事故対

続きまして2ページ目に移ります。

2月17日、第3回呼人地区油流出事故に係る連絡会議が開催されております。出席者は北海道の環境生活部、水産林務部、オホーツク総合振興局、振興局のほうは地域創成部、保健環境部、産業振興部となっております。それから網走市（農林水産部、市民環境部）、それとブリーズベイホテル株式会社（社長及び支配人）、それからブリーズベイホテル株式会社より調査を受託しております、野外科学株式会社、専門家としまして、地域独立行政法人道総研エネルギー・環境・地質研究所、一般社団法人北海道地質調査協会、一般社団法人全国さく井協会北海道支部の方が出席されております。連絡会議における内容ですけれども、まず、1. 調査結果の報告がございました。今回の報告としましては、まず、汚染モニタリング調査では油臭は確認されていないこと。それからNo. 16、こちらは資料の4ページ目についております、図面を御覧いただきたいんですが、すけれども、ちょうどですね、ふ化場側にある、追加でボーリングを行った箇所になってございます。その地質につきまして、まず表層は盛り土「盛土/礫混じり有機質シルト」、深度3から5メートルより深い箇所につきましては「風化凝灰岩」、この厚さが約13メートル、それから深度17メートル以深につきましては「風化砂岩」、27メートル以深につきましては「風化砂岩及び、泥岩混合」となっており、いずれの層につきましても、火山灰と比較すると透水性が相対的に小さいことが確認されており、3点ボーリングのいずれの地点におきましても地下水面は標高13メートル程度、これはNo. 16で言いますと、深さ20メートルほどになりますけれども、に存在しておりまして、勾配が少ないことが確認され、地下水のですね、流速については非常に緩やかであることが推測されております。しかしながら調査を行っていますのが、冬季で渇水期であることから、引き続き融雪期のですね、動向についても調査することとなっております。それから、この3点ボーリングで行った地下水のですね、水位につきましては、潮汐と連動がないことから、網走湖とはつながっていないというふうに判断されております。さらにイオン成分の分析の結果、3点ボーリングにおける地下水位の水質と、近隣の井戸水、河川水、それからふ化場近隣にある染み出し水の水質が異なることが確認されております。これが何を意味するかと申しますと、重油が漏えいした箇所の地下にある

地下水と近隣の井戸水、河川水、染み出し水とは関係がないということが示されております。このようなことから、漏えいした重油については深度2から5メートル以深の風化凝灰岩の中に存在し、当該層内で水平方向に拡散していることが予測されてございます。

続きまして、今後の対応方針についてですけれども、融雪後により広い範囲で土壌ガス調査を実施し、汚染範囲を特定し、洗浄工法を実施する方針が示されております。なお汚染範囲が極めて狭い範囲に限定された場合につきましては、油回収井戸等による対応についても検討することとございます。専門家からの意見としましては、地下水モニタリングとしまして、積雪深、気圧、降水等のデータを追加することが指摘されてございます。次回、4月に第4回連絡会議を開催する方向で調整するというところでございます。

続きまして3ページ目です。

同日、第3回連絡会議の対策協議会の結果の報告が行われております。出席者につきましては、連絡会議事務局及び専門家、それから対策協議会の網走漁協、西網走漁協、管内増協、管内漁協組合長会、網走市、それで振興局の水産課となつてございます。先ほどお話ししました結果について、対策協議会へ報告されておりますけれども、それにつきまして、ガス調査については広範囲に調査を行い、速やかに油の所在を確認してもらいたい。次回連絡会議については土壌ガス調査前に実施するようにしていただきたい。それから、油の場所が確定された段階で状況に応じまして、より適切な回収方法についても検討いただきたいということが、対策協議会のほうから北海道に対して要請されてございます。これらにつきましては北海道からホテルに対して働きかけるということになってございます。

続きまして2月22日、第2回網走重油流出事故に係る勉強会を開催してございます。内容につきましては油流出事故に係る水濁法及び廃棄法の取扱いについてということで、講師には環境省・大気環境局、水環境課の百瀬課長補佐、それから環境再生・資源循環局、廃棄物規制課の西谷課長補佐様に来ていただいております。なお西谷様につきましては、所用のためウェブにて御講演いただいております。出席者についてですけれども、対策協議会（網走漁協、西網走漁協、管内増協、管内漁協組合長会、網走市）、それから北海道、こちらは道庁、振興局、

さらに今回、第2回につきましても、網走市議会重油漏れ事故対検討特別委員会の皆様にも御出席いただいております。内容につきましては、水質汚濁防止法、及び廃棄物処理法に関わる一般的な法解釈について、担当職員から説明を受けてございます。

もう1件追加がございまして、昨日になりますけれども、3月16日に北海道知事が重油が漏えいした現場、及び隣接するふ化場を視察してございます。この視察の中で、漁業関係者のほうから知事に対しては、早急に漏えいした重油の所在の特定と、事故の解決に向けたロードマップの提示について意見されてございます。

知事からは、今までもですね、連絡会議によって、ホテルとともに対策を行っているんですけれども、今後もスピード感を持って、引き続きホテルに働きかけていくというふうに回答されてございます。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質疑ございませんか。

いかがですか。

○平賀貴幸委員 いろいろと詳細ありがとうございます。

なかなか進まない問題で、またこれを、融雪期を迎えることで不安はあるんですけれども、状況を見守るしか現状はないのかなということも感じますが、より広い範囲で土壌ガス調査を実施するところと書かれているんですけれども、この範囲というのは、図を見ながら説明していただいたほうがいいのかなと思いますが、どの範囲でより広い範囲というふうになるという見込みなんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 モニタリング地点図の4番を御覧いただきたいと思います。

現在、漏えい箇所、ちょっとこれ見づらくて、白いバツがついた箇所が漏えいした箇所、皆様も漏えい現場を御覧になっていると思うんですが、本当にあの建物の周りにしか実施してございません。今ですね、専門家の中からの指摘としましては、先ほどお話ししましたように、当該地しか非常に浸透性の悪いですね、地層になっているので、そこに重油が入って横に広がったのではないかとということから、ホテルの建物側の擁壁側に少し広く調査をするとともに、可能な限りで、この地図で言うと下側、この大きい建物、これ宴会場らしいんですけれども、そちらのほうもできる範囲で調査をできないか

ということで、専門家から指摘を受けてございます。ですので、まだ詳細な地点までは示されてはおりませんが、今までのように、今油のある位置というのは漏えい箇所から半径4メートルぐらいと言われているんですけれども、それよりももうちょっと広いですね、スケールの中で調査を実施して、イメージとしましては広い範囲で調査をして、だんだんそれを狭めていくようなイメージで調査を行うというふうに伺っております。

○平賀貴幸委員 そうすると、以前にそのメッシュのような形で調査をするというところまではいかないんですけれども、それに近いような形で少しずつ広範囲を狭め、特定するという作業をやっと行われていくのだなと理解をします。

まず、ガス検知ですから、細い管を入れてガス検知をしてみて実際重油が出てくるか出てこないか、反応が、匂いが、ガスとして出てくる出てこないかというところを確かめながら、続いてもしそこに存在するとわかれば洗浄工法に移っていくということだと思えるんですけれども、ガス検知の道具を使ったままで、そのままのできるのでしょうか。それともそこにまた別なものをを入れて改めてやるのでしょうか、ちょっと確認させてください。

○渡部貴聴水産漁港課長 私どももその詳細な作業手順というものについては伺っておりません。今聞いているのは、ガス検知についてはハンドオーガーという手動の削腔機、穴を開ける機械で、1メートルとか2から3メートルの穴なのか、ちょっとそこはわからないんですが、穴を開けて、そこにガス検知管を入れて風圧をかけて空気を抜くという状況です。そこで例えば油が見つかった場合に、その場所ですね、多分、もうちょっと大きい穴を開けて洗浄剤、これ界面活性剤と生物系の油を分解するものの混合液というふうに聞いていきますけれども、そういうものを入れて、入れたものを近隣の別の穴から抜いて、土を洗うようなイメージというふうに聞いております。しかしながら今、委員のほうから御指摘を受けたように、詳細のやはり作業工程がわからないということは、漁業関係者からも言われておりまして、可能であればその辺りについて、またですね、勉強会のほうを対策協議会で開いて、作業工程、作業の仕方とかをですね、伺いたいという意見が今出ております。

○平賀貴幸委員 そうですね。他者の取組とか別の場所で取組の図なり写真なり、あるいは動画なりを

私も見ているぐらいで、何となくは想像できるのですけれども、成分が残らないで、環境に影響を与えないのかとかそんないろんなことを多分漁業者の皆さんは気になると思いますので、できるだけそういったことに答えられるような形で、実際に作業が進められるとなれば、示していくようにしていただきたいというふうに思います。

今回の連絡会議は土壌ガス調査前に実施するというように、要請ということですから、実際そのときに、この連絡会議で、その工程の説明とかやり方の説明だとかそういったことが行われると思うんですけれども、そういう理解でよかったですね。

○渡部貴聴水産漁港課長 第4回の連絡会議では、その辺りについて説明を受けるというふうに予想はしておりますが、まだ第4回会議のですね、詳細について北海道のほうから、私どものほうに連絡が来ておりませんが、今お話ありましたように地元としてはそこが非常に気になっていますので、連絡会議が先になるか、勉強会が開催できるかをちょっと今の段階ではお話しできないのですが、わからないんですけれども、いずれにしても不安を払拭するようなですね、皆さんが安全・安心に納得できるような工法が実施できるように努力をしまいたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 雪解けが始まっている状況なので、できるだけ早くいろんなものが進んでいってほしいなというふうに思うところです。

取りあえずこの資料についてはわかりました。

○永本浩子委員 昨日は知事がやっと視察に来ていただいたということで、そのときも様々な話があり、スピード感を持って取り組んでいきたいというお話を頂いたということなんですけれども、私も業者の方から御要望いただいているのが、今年は本当例年になく温かくて、雪解けも早く、状況的には、もしかしたら5月と言われていたガス検知も4月からできるのではないかなというお声もありましたけれども、こういった話は昨日は出たのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今御指摘を受けましたように、同じような議論が、やはり要請として漁業者の中からありまして、それに対しまして知事からはですね、先ほどお話ししましたようにスピード感を持って、なるべく地元と寄り添ってですね、解決に向けて努力をしていきたいというふうにお話を伺っております。

○永本浩子委員 そういった話も受けていただいた

ということ。

また、この洗浄工法をやった場合にどれくらいの時間と費用がかかるのかというようなこと等も、やはり大事な点かと思うんですけれども、そういったところは連絡協議会とかそういった場で議題に上るといえるのか、道のほうから専門家を通じて明確になるという話を聞いているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 洗浄工法にかかる時間なんですけれども、今連絡会議のほうでもやはりそういう説明はそこまではまだ受けてございません。ただ一方で、私ども別な会社からですね、洗浄工法についてお話を聞いたことがあります。全然別な会社で何とも言えないのですが、参考としてお話しさせていただきますと、1年程度というふうなお話でございました。ただ、今、網走観光ホテルの場合はどこにどういう状況であるかもわからない状況です。まずはガス検知して場所を特定して、それによって、その工程がですね、変わるというふうなお話を頂いております。ロードマップの話も、今回の、今回というか2月22日の会議のときにも、漁協からは示すようにというお話があったんですが、いかんせん油のある場所がわからないと、具体的に洗浄工法が本当にできるのか、もしくは先ほどお話ししましたように固まっているのであればもっと効率的に取ることがができますので、そこも併せた中でロードマップを示していきたいというふうにお話を頂いております。

○永本浩子委員 洗浄工法だけではなく、もし固まっていたらということで、できればそういった方法で全量撤去に近い形の解決ができればいいのではないかなと思うんですけれども、考え方として、一応今までの段階で重油が見つかったのが、漏れた場所と、あとボイラー室の中の2点、合計3点で重油は見ついているわけなんですけれども、やっぱりこの広い範囲からガス検知をして、在りかを狭めてくるといえるやり方しかないのか、もう既にここには多分あるんじゃないかと、3点から重油が見つまっている、そのところから中心に広げていくというのと、やはり外側から広く、広いところから攻めていくっていうのが正攻法なんですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 確かにお話ありましたように、今までの調査で重油が確認されておりますのは漏えい箇所を中心として半径4メートル、深度が7メートルの範囲となっております。一方で今回広い範囲から調査をしたほうが良いという理由とし

ましては、今油が存在しています、地層自体が本来は非常に透水性が悪い、水を通しにくい層らしいんですけれども、そこで、今までの調査の中で8,000リットルが見つかっていないということは、そこに入って、地層の中で通りやすいところを横に移動しながら広がっているのではないかという想定です。もう一つが、あそこのですね、今までの調査で、非常に下が硬い層になっているということ。観光ホテル非常に大きい建物ですので、多分地下ですね、基礎自体もその硬い、岩盤に近いようなそういう層のところに基礎かついているのではないかということです。それも併せますと、広範囲から調査をして、狭めてきたほうがいいというふうに専門家の方から意見を頂いております。

○永本浩子委員 はい、何となくイメージ的に了解いたしました。

そしてまたホテル側の対応なんですけれども、ホテルのほうからは社長と支配人が出席をされたということなんですけれども、今回の一連の問題に対しては、積極的にきちんと責任を取るという、そういう姿勢というか、やっぱり見られているんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ホテル側の対応なんですけれども、連絡会議の開催の際に、ホテルの社長からは必ず謝罪をされております。

確かにですね、地元の漁業関係者としては、現状でも一度しか、利害関係者として説明を受けていないことについては、納得のいかない点は多々あると思っておりますが、一方で今ホテルが行っている対応につきましては、ボーリングについてもかなり多くの箇所をやっております。さらに3点ボーリングにつきましても、それ相応のコストもかかっていると思いますので、北海道、それから私どもの感覚としましても、ホテルは専門家からの意見を素直に受けて、きちんと調査を行っているというふうに認識しております。

○永本浩子委員 私たちは一度も社長さんとも支配人さんともお会いしたこともないし、お話ししたこともないので想像するしかないわけなんですけれども、今の課長のお話をお聞きして、きちんと対峙していく姿勢があるんだということを確認させていただきました。

私のほうからまず以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いいかがでしょうか。

○栗田政男委員 大変お疲れさまです。

いろんな状況を見ながら現場を見させていただいて、昨日は知事も見ていただいたということで、少しでも先に進んでいるのかなという気がしますが、やはり漁業者、利害関係の人たちが求めているのは、やっぱりあくまでもあるものを全部撤去してほしいという全量撤去の方向なんですね。市のほうも一応基本的にはそういうスタンスで、私たち市議会としても全量撤去、最後まで求めるということは変わらないんですが、今の進め方、道の進め方の法令の中で進んでいくには、最終的にはそういう、何というんですか、ボーリングを通した浄化しながらの全量撤去という方向なんです、これ最後までかみ合わないでずっと進んでいくとなると、どこでどういうふうに、特に漁業者の皆さんに納得してもらわなければいけない場面も出てくるのかなと思うんですが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 全量撤去についての考え方なんですけれども、今回2回勉強会を開催されておりまして、皆さんも御出席されているのでお聞きになっていると思うんですが、法的に全量撤去を強要することはできないと。それが、例えば水質汚濁防止法で生活環境に害する、害を与えるということで、今よりもですね、一步ステージが進んだ場合にも全量撤去ということ自体は求められない、それはあくまでも事業者がどういう対策をするのか考えるべきだというお話です。

一方で今お話ありましたように、漁業関係者それから当市についても、当然ですけれども、リスクなるべく払拭したいと、それはこの委員会の皆さん同じだと思うんですけれども、そういうふうに考えていらっしゃると思います。ただ一方で、今油がどこにどういう形であるのかわからない。それを本当に全量撤去を物理的にできるかどうか、もしくはですね、洗浄工法についても私どもはまだきちんとした知見がないので、それがどのぐらい除去する技術があるのかわからないので、今のようですね、ちょっと御質問については、今後の状況を見ながら検討していくべきだと思っておりますけれども、これ当然のことなんですけれども、最終的には、当市としては、地元の一義的な利害関係者である漁業関係者の意向を十分踏まえた中で、その方向性というものを検討しなければならないというふうに認識してございます。

○栗田政男委員　すごく迷路に入り込んだような感じがしているんですが、私自身は。法律の壁というのはやっぱりそういうところがあると思います。

なかなか市としても直接向こう側と交渉で、民事的な解決っていうのを私は求めているんですが、なかなかそれもやっぱり道を飛び越すような形になってしまって、今いろいろ検討している中で、いろいろな影響が出てしまったら困るという心配も当然あるかと思います。僕が当事者だったらもっと強行にやっちゃっているんですが、私にその権限はないのでできないんですが、やはりその辺は慎重になっている市側のスタンスもよく理解した上で、残念ながら私たちの委員会は今期、改選期の関係で、今日で閉めてしまいますので、4月はどう考えてもスケジュール的には無理ではないかと思うので、改選が終わった後に、またこの問題はまだまだ解決してないと思うので、当然のごとく早急に特別委員会の実施というのが必要になっていくのかなと思いますけれども、それも含めて、それまでの間しっかりとお任せするしかないのも、何といっても丁寧な説明が必要なのかなと思います。

皆本当に心配は消えてないと思います。

幸か不幸か、今年、積雪が非常に少ないので、そういう面ではプラスに作用している部分がちょっとはあるかと思いますが、何分にも本当に御苦労されて本当に大変だと思いますし、自分たちで直接できないこともやっていただいている部分も多々あるので、それに感謝を申し上げて、もう本当に我々としては残念でならないのですが、取りあえずは一旦この委員会を閉めさせていただくということになろうかと思いますが、引き続き頑張ってやってください。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、これまでということで。

それでは、ここで理事者退席のため暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○小田部照委員長　再開いたします。

それでは次に、議件2、重要漏れ事故対策検討特別委員会の最終報告について協議いたします。

既に、正副委員長で最終報告に向けた文案を作成

しております。

それぞれ委員の皆様の所感を伺いたと思います
が、いかがでしょうか。

よろしいですか。

○永本浩子委員　文案の作成、お疲れさまでございました。

この文案の中で、これまでの経過と、町野先生、北村教授に助言指導を受けた結果として、産廃法に基づく対応が必要ということがわかったというくだりがあるんですけども、もう1点、環境基本条例というところの手法も見つかったというか、それを使うかどうかは別として、今まで水濁法だけで来ていたのが、解決の糸口としては産廃法も使えるのではないかと、また、直接交渉の窓口としての環境基本条例というものも使えるのではないかと、この2点がこの特別委員会を開く中で前進した点ではないかと思いますが、環境基本条例のことも一言入れておいたほうがいいのではないかと思います。

○小田部照委員長　ただいま永本委員のほうからそのような御意見いただきましたが、ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員　永本委員のおっしゃるとおり、環境基本条例を活用して、市がタイミングを見ながら、直接の交渉をするという可能性も残されているというふうに私も理解をしています。どこにどう入れるかということにそこはなってくるので、どうすればいいかなというふうに思いながら見ていたんですけども、そうすると、「その中で、水質汚濁防止法ではなく」から「回答していただくよう要請しました」の後ぐらいにですね、そんなところも盛り込んでいくことになるのかなと思うので、その辺に文章を修文してうまく入れていただければいいのかなというふうに思います。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ちょっと文案をまとめますので、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時14分再開

○小田部照委員長　それでは再開いたします。

お手元に最終完成版の最終報告書の文案を配付しております。

御確認いただきたいと思います。

皆さんいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで最終報告の文案を完成とさせていただきます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもって重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時15分閉会
